

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令附則第2条に基づく届出書

配託計第3号  
平成27年8月31日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社

代表取締役  
社 長 瓜 生 道 明

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令附則第2条の規定により、次のとおり同省令第26条第3号イ(1)に掲げる額を届け出ます。

届 出 内 容	
第26条第3号イ(1)に掲げる額	10円 33銭